

平成29年度 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー

● 平成29年11月27日(月)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長 井上諭一



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

学生支援に関する課題の例

- 消費者教育の推進
- 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発
- 自殺対策
- 飲酒事故防止
- 薬物乱用防止
- 性暴力への対応
- 多様な性の在り方についての理解促進
- ハラスメントへの対応

➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 
- 学生からの相談に対応するほかにも、学生に対する各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識の提供機会を拡大していくことが求められる。
 - 学生に対してなるべく早い段階、例えば、入学時のガイダンス等で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。

<参考>

- ・消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）
- ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定）
- ・内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」報告書（平成29年1月）

○学生に対する事件・事故の防止等に関する指導・啓発の実施割合（消費者問題）

→ 学内広報物による周知（61.5%）、ガイダンス（55.3%）、ホームページへの掲載（18.0%）

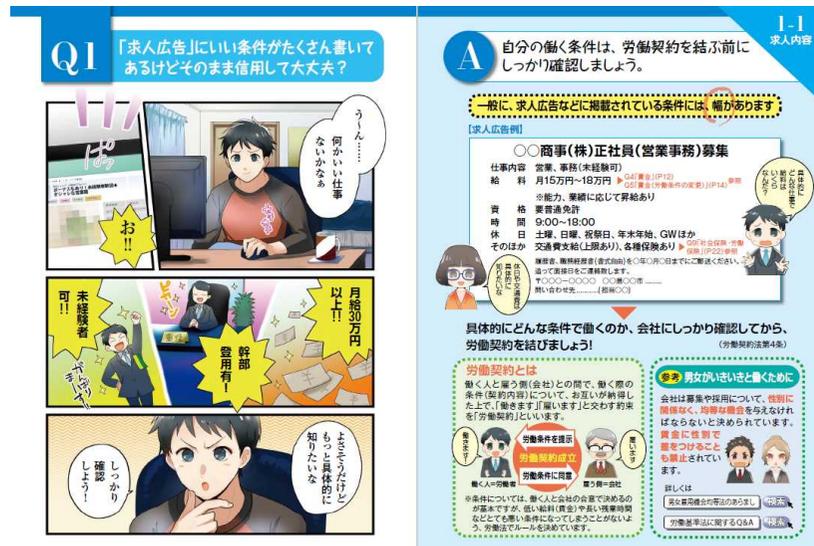
（出典：大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成27年度））

▶ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の73.2%がアルバイトに従事。(平成26年度学生生活調査/JASSO)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生の方々も労働者である以上、
当然に適切な労働条件が確保されなければならない。

● 学生がいわゆる「ブラックバイト」や働基準法違反等のトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。

<参考>



- ✓ 現在、厚労省と協力し、教職員等が学生に指導等行う際に活用できる資料(教材)を作成中。
(平成29年度中に完成予定)
→完成後は、各大学へ周知予定

➤ 自殺対策

- ・我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約400人。
- ・原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数
- ・20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺

- 
- 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内の連携向上等、学生の心の相談体制の強化が重要

<参考>

- ・自殺対策基本法（平成18年法律第85号 最終改正平成28年）
- ・自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）
- ・大学生の自殺の原因・動機（出典：平成27年版自殺対策白書）
 - 男性：「学業不振」、「その他進路に関する悩み」、「うつ病」、「就職失敗」の比率が高い。
 - 女性：「うつ病」、「その他進路に関する悩み」、「学業不振」、「その他の精神疾患」の比率が高い。

➤ 飲酒事故防止

- ・例年、未成年を含む学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連

- 各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等)が不可欠。

<参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月）
- ・厚生労働省HP（アルコール健康障害対策）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>
- ・毎年11月10日～16日：アルコール関連問題啓発週間



➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能

- 啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用する等、様々な機会を通じて薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実が必要。



< 参考 >

- ・第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成25年8月）
- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策（平成26年7月）

➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的被害に遭う問題が発生
- ・被害が顕在化しにくい

- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要



「その契約、大丈夫??」

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

平成29年4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です!

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的被害に遭ったりする問題が発生しています。特に4月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。

こうした問題に関する政府の情報サイトが開発されています。もし、困っている場合は、下記URLを参照いただくとともに、最寄りの警察署等の相談窓口（裏面参照）に相談してください。


http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html


相談窓口 一覧

警察相談専用電話

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口
に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心構え・機嫌などに配慮しながら相談に対応。

連絡先 0120-007-110

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する家庭、その他から、子どもが有する困難等について相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

連絡先 189 ※年齢別の児童相談所につながります。

女性の権利ホットライン

女性の権利問題に関する相談窓口。関係機関と連携して被害女性の保護など、被害の救済を図る。

連絡先 0570-070-810

女性センター（男女共同参画センター等）

女性に対する暴力を止め、女性が抱えるさまざまな問題に関する情報提供や相談等（年齢によって対応内容が異なります。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。）

連絡先 詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。

婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、売春防止法に関する各般の問題について相談や一時保護等を実施。配偶者からの暴力、ストーカー、人身取引等の被害者への支援を対応。

連絡先 最寄りの自治体にお問い合わせください。

総合労働相談コーナー

あらゆる労働関係の相談についてワンストップで対応し、労働関係法令の違反が疑われる場合は行政指導等の権限を持つ担当部署に取り次ぐ。

連絡先 最寄りの各都道府県労働局、労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーへお問合せください。

JKビジネス

- ・女子高校生（JK）などの性を売物とする営業。
- ・健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものがある。
- ・大都市を中心に、「リフレ」、「散歩」等の多様な形態で出現。

AV出演強要問題

「モデルにならないか」などと声をかけられた女性が、AVに出演するという強要がないままプロダクション等と契約。その後、断ろうとしても、「高額の違約金」、「親にばらす」、「契約だから」と脅され、本人の意に反して出演を強要される問題。



お問い合わせ 文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学務課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話: 03-6734-3073 FAX: 03-6734-3719

< 参考 >

『いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題についての報告書』
（平成29年3月／内閣府・女性に対する暴力に関する専門調査会）

➤ 多様な性のあり方についての理解促進

- ・性的指向 (**S**exual **O**rientation) や性自認 (**G**ender **I**dentify) の多様なあり方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別などの対象とされやすい現実
- ・国内のLGBT層の比率は7.6% (電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2015」)

- 
- 当事者が直面する様々な困難に向き合い、課題の解決に向けて積極的に取り組むことが求められている。
 - まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要。

< 参考 >

- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について (教職員向け)」平成27年4月 (初等中等教育局 児童生徒課)
- 平成11年3月30日 (文高大第211号) 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について (通知)」
- JASSO「教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成26年度改定版)」性同一性障害に対する配慮すべき内容などについて記載 (P225、P251) http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html
- JASSO「障害のある学生への支援・配慮事例」 学生からの申し出内容、大学の対応内容等を記載
性同一性障害に関する事例については、P172 (NO. 2)、P175 (NO. 5)、P181 (NO. 11)、P188 (NO. 18) に記載
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html

➤ ハラスメントへの対応

- ・ 各大学においてもセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。
- ・ ハラスメントについて、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口の設置はほとんどの大学で進められているが、全学的な調査・対策の常設機関を設けている大学は58.8%

(平成26年度大学における教育内容等の改革状況について(文科省調べ))

- **全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。**
- **学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。**

<参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(平成28年4月)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(平成28年厚生労働省告示第314号)
- 法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット ※相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>